

令和5年度社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査方針

福島県社会福祉法人・社会福祉施設運営指導及び監査実施要綱（以下「要綱」という。）第5条の規定に基づき、運営指導及び監査方針並びに重点指導事項を以下のとおり策定する。

社会福祉法人（以下、「法人」という。）の運営においては、改正社会福祉法が本格施行されてから6年が経過し、法人制度改革の理解が概ね定着しつつあるが、一部法人において、理事、監事及び評議員が法令に則り適正に選任されていないことや、計算書類が適切に作成されていないなど、不適切な事案が確認されており、また、他県においては、違法である資金の法人外流出などの事案も発生している。

また、社会福祉施設（以下、「施設」という。）の運営においては、一部の施設において、施設利用者への不適切な処遇並びに虐待などの改善を要する事項が確認されていることから、虐待の防止や身体的拘束廃止の取組、預り金の適正管理など、利用者及び家族からの信頼に応えるための適切な施設運営に積極的に取り組むことが求められている。

さらに、令和6年4月1日から、非常災害及び感染症発生に対応した業務継続計画の策定が一部の施設を除き義務化されることから、令和5年度の指導監査については、以下のとおり重点事項を定め実施することとする。

【重点事項】

1 社会福祉法人に対する監査

(1) 適正な組織運営

- ア 評議員（選任・解任委員含む）、理事及び監事の適切な選任
- イ 評議員会及び理事会の適正な運営
- ウ 社会福祉法人の関係者に対する特別の利益の供与の禁止

(2) 適正な計算書類並びに会計処理の確保

- ア 適正な計算書類及びその附属明細書等の作成
- イ 適正な契約、入札等の会計処理の確保及び内部牽制体制の確認

2 社会福祉施設に対する監査

(1) 運営管理体制の確立

- ア 非常災害対策（防災、防犯対策）及び避難訓練の実施
- イ 事故防止、安全対策の徹底並びに事故発生時の迅速かつ適切な対応及び再発防止策の実施
- ウ 業務継続計画の策定

(2) 適切な利用者処遇の確保

- ア 利用者個人の尊厳への配慮、権利擁護及び虐待防止の推進に向けた取組
- イ 苦情、相談体制の整備及び苦情に対する適切な対応
- ウ 預り金管理規程等の遵守及び内部牽制体制の確認